

地方公共団体の意見申出制度(交付税法第17条の4)の概要

地方交付税の算定について、地方団体の意見をよりの確に反映するとともに、その過程をより明らかにするために創設。

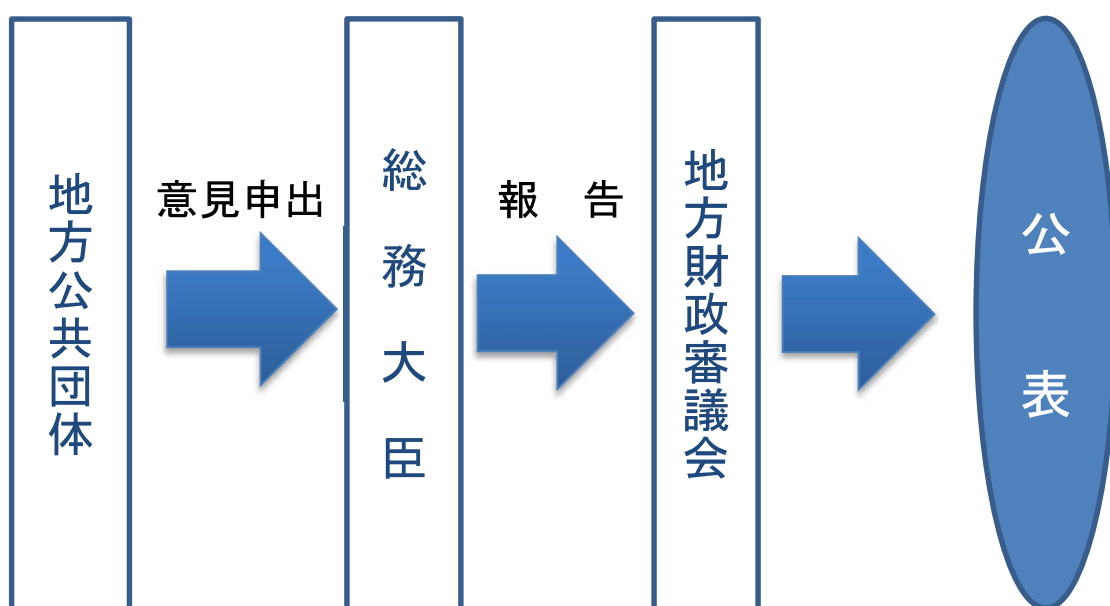
(地方交付税法 第17条の4 (平成12年4月施行))

＜例年の意見申出・公表の時期＞

意見申出：9月中旬～下旬

公 表：(法律事項) 3月末

(省令事項) 次年度7月末



(交付税の額の算定方法に関する意見の申出)

第十七条の四 地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該意見の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十三条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

平成12年度以降の意見の処理状況は下表のとおりである。

年 度	区 分	提出件数	提出項目数	採用項目数
平成12年度	補正係数等(省令事項)	103	60	14
平成13年度	単位費用等(法律事項)	157	103	33
	補正係数等(省令事項)	282	183	32
平成14年度	単位費用等(法律事項)	167	116	31
	補正係数等(省令事項)	232	165	31
平成15年度	単位費用等(法律事項)	137	93	39
	補正係数等(省令事項)	222	146	34
平成16年度	単位費用等(法律事項)	145	88	41
	補正係数等(省令事項)	150	106	29
平成17年度	単位費用等(法律事項)	156	98	36
	補正係数等(省令事項)	144	86	24
平成18年度	単位費用等(法律事項)	198	88	25
	補正係数等(省令事項)	124	97	28
平成19年度	単位費用等(法律事項)	241	128	59
	補正係数等(省令事項)	177	111	30
平成20年度	単位費用等(法律事項)	172	79	18
	補正係数等(省令事項)	212	114	31
平成21年度	単位費用等(法律事項)	181	70	27
	補正係数等(省令事項)	161	100	20
平成22年度	単位費用等(法律事項)	171	81	27
	補正係数等(省令事項)	149	98	13
平成23年度	単位費用等(法律事項)	214	76	27
	補正係数等(省令事項)	152	111	25
平成24年度	単位費用等(法律事項)	181	62	23
	補正係数等(省令事項)	183	129	31
平成25年度	単位費用等(法律事項)	175	58	16
	補正係数等(省令事項)	196	132	32
平成26年度	単位費用等(法律事項)	318	92	40
	補正係数等(省令事項)	291	146	55
平成27年度	単位費用等(法律事項)	251	111	76
	補正係数等(省令事項)	262	144	42
平成28年度	単位費用等(法律事項)	225	79	45
	補正係数等(省令事項)	277	173	45
平成29年度	単位費用等(法律事項)	256	101	64
	補正係数等(省令事項)	216	138	45
平成30年度	単位費用等(法律事項)	232	88	60
	補正係数等(省令事項)	198	126	37
令和元年度	単位費用等(法律事項)	277	108	65
	補正係数等(省令事項)	249	125	33
令和2年度	単位費用等(法律事項)	369	130	75
	補正係数等(省令事項)	258	128	47
令和3年度	単位費用等(法律事項)	285	118	85
	補正係数等(省令事項)	194	115	38
令和4年度	単位費用等(法律事項)	300	101	49
	補正係数等(省令事項)	158	96	33
令和5年度	単位費用等(法律事項)	354	86	50
	補正係数等(省令事項)	130	77	25
令和6年度	単位費用等(法律事項)	221	72	42
	補正係数等(省令事項)	189	72	20
令和7年度	単位費用等(法律事項)	261	76	48
	補正係数等(省令事項)	192	90	27